

## 中小M&Aガイドライン遵守に関する宣言

大分県信用組合は、中小企業庁が創設した「M&A支援機関登録制度」におけるM&A支援機関であり、「中小M&Aガイドライン」に定められた事項を遵守していることを宣言します。

### 遵守を宣言した内容

#### F A契約の締結について

1. 業務形態の実態に合致したF A契約を締結します。
2. 契約締結前に依頼者に対しF A契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。

説明すべき重要な点は以下のとおりです。

- (1) 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言するF Aの違いとそれぞれの特徴
- (2) 提供する業務の範囲・内容（マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等）
- (3) 手数料に関する事項（算定基準、金額、支払時期等）
- (4) 秘密保持に関する事項（秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等）
- (5) 専任条項（セカンド・オピニオンの可否等）
- (6) テール条項（テール期間、対象となるM&A等）
- (7) 契約期間
- (8) 依頼者が、F A契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項

#### 最終契約の締結について

3. 最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

#### クロージングについて

4. クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

#### 専任条項について

5. 依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分をF Aに対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。ただし、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮します。
6. 専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めます。
7. 依頼者が任意の時点でF A契約を中途解約できることを明記する条項等(口頭での明言も含む。)も設けます。

#### テール条項について

8. テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とします。
9. テール条項の対象は、あくまで当該M&A専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定します。

#### 上記以外の中小M&Aガイドライン記載事項について

10. 上記の他、中小M&Aガイドライン中「M&A専門業者」に関する記載事項について中小M&Aガイドラインの趣旨(\*)に則った対応を行います。

※中小M&Aガイドラインでは、「M&Aに関する意識、知識、経験がない後継者不在の中小企業の経営者の背中を押し、M&Aを適切な形で進めるための手引きを示すとともに、これを支援する関係者が、それぞれの特色・能力に応じて中小企業のM&Aを適切にサポートするための基本的な事項を併せて示す」ことが示されています。